

会議の開催結果について

- 1 会議名 令和8年度 第1回上尾市いじめ問題対策連絡協議会
- 2 会議日時 令和8年 5月 18日 (月)
午前・午後 10時15分から
- 3 開催場所 上尾市役所7階 教育委員室
- 4 会議の議題 別紙のとおり
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 非公開の理由 無
- 7 傍聴者数 0人
- 8 問い合わせ先 学校教育部指導課
(担当課)

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
会 長	<p>本会の役割は、上尾市立の小学校及び中学校におけるいじめの問題の現状の把握及びその分析に関する事、「上尾市いじめの防止等の基本的な方針」に基づくいじめの防止等のための対策の推進及びその調整に関する事、基本方針の修正に関する事及びその他いじめの問題の解決に関し必要な事項に関する事について、庁内外、様々な視点から御意見をいただき、今後に生かしていくことにございます。忌憚のない御協議をお願いいたします。</p> <p>会に先立ちまして、本日の第1回上尾市いじめ問題対策連絡協議会について、傍聴の申出はございますか。</p>
事務局	ありません。
会 長	<p>それでは、協議進行に移らせていただきます。</p> <p>はじめに報告1 上尾市のいじめ問題に関する施策について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>本資料1 ページから9 ページを御覧ください。</p> <p>上尾市では、平成26年2月に「上尾市いじめ等の防止のための基本的な方針」を策定いたしました。その後、平成30年2月、令和5年11月、令和8年4月に改訂し、いじめ防止に資する方針の明確化を図りました。特に最新の改訂では、アンケートや記録の保管期間の明確化や教職員研修の実施など、実務的な内容の充実を図りました。</p> <p>本方針では、本協議会の役割として、現状把握、施策の推進・調整、基本方針の点検、その他必要事項について協議することとしております。委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見ををお願いいたします。</p> <p>具体的な取組といたしまして、教育委員会では、「未然防止」「早期発見」「対応」の3つの視点から施策を講じています。未然防止として学校づくりや意識醸成を推進し、早期発見としてアンケートや相談体制の整備を進めております。また、対応として重大事態発生時には、調査委員会及び再調査委員会による体制を整えております。</p> <p>いじめ防止対策推進法では「いじめは、児童生徒が心身の苦痛を感じているかどうかを基準」とするものであり、その一つ一つのいじめについて学校は適切に対応し、教育委員会へ報告することが求められております。</p> <p>いじめのうち、いじめにより生命・心身・財産への重大な被害を受けたり、長期の欠席を余儀なくされたりした場合は、重大事態と認定し、調査組織による調査を実施いたします。</p> <p>以上が、上尾市のいじめ問題に関する施策でございます。報告1については以上でございます。</p>
会 長 須賀委員	<p>御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。</p> <p>「いじめ認知の後の流れ」について、「いじめの情報把握後1週間」と「認</p>

	<p>知後1週間」といった記載があります。これらに違いがあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>「いじめの情報把握後1週間」は、いじめについての情報が寄せられた時点を開始としています。一方、「認知後1週間」は、事実を確認し、学校がいじめを認知した時点を開始としています。</p>
会長	<p>次に報告2 上尾市のいじめ問題の現状について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>本資料10ページから13ページを御覧ください。</p> <p>各グラフは、小学校及び中学校における年間のいじめの認知及び解消の状況を示しております。無記入のマスは現在対応中の事案、月の記載があるマスは解消した事案を示しており、いじめの解消については3か月以上の見守りを経て判断しております。</p> <p>各校においては、毎月新たないじめを認知し、適切な対応及び支援を行うことで解消を図り、教育委員会へ報告しております。全体として、継続的な認知と対応が行われており、解消についても着実に進められている状況でございます。</p> <p>いじめの認知件数が多いことについては、軽微な段階から丁寧に把握し、早期に対応する意識が浸透してきているものと捉えております。一方で、現在も解消に向けて対応中の事案があることから、各学校においては、被害児童生徒及び保護者との丁寧な関わりを継続しながら、解消に向けた取組を進めております。</p> <p>月ごとのグラフによれば、小学校における認知件数は、年度当初及び秋以降に増加する傾向が見られますが、令和7年度においては後半の増加がやや抑えられており、結果として、直近3年間で最少のいじめ認知件数となっております。これは、未然防止の取組が一定程度の効果を上げているものと考えております。</p> <p>一方、中学校においては、依然として増加傾向が見られることから、引き続き丁寧な対応と積極的な認知の徹底を図っていく必要があると捉えております。</p> <p>報告2については、以上でございます。</p>
会長	<p>御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。</p>
福島委員	<p>認知件数の推移について、学年別のデータはありますか。小6から中1になり、エスカレートしている、などは考えられないでしょうか。傾向の分析についてはどのようになっていますか。</p>
事務局	<p>学年ごとの認知件数の推移が分かる資料を作成し、第2回協議会においてお示しします。</p>
帆玉委員	<p>小学生の場合、高学年はスマートフォンや家庭用ゲーム機を介したネットトラブルも見られます。対応について体制を整える必要があると思っています。</p>

山田正浩 委員	中学生では、特にSNSによるいじめがありますが、事実確認をしても、関わっている生徒やつながりが多く、全体像を把握することがなかなか難しいという特性があります。平時からのネットモラルに関する指導を充実させるとともに、家庭や地域と連携を図り、ICT機器の適切な使い方を指導することが大切だと感じています。
福島委員	家庭との連携について話がありましたが、保護者の意見の違いにより、トラブルが解決しないこともあるのではないのでしょうか。保護者に対する説明はどのようにしているのでしょうか。
事務局	被害児童生徒及び関係児童生徒の保護者には、確認された事実や指導内容等について情報提供するよう学校に指導しております。保護者の意見が異なることもありますが、調査の結果明らかになった事実を伝えるとともに、学校が行う今後の指導支援方針を説明し、理解いただいております。 また、学校が行っているいじめの対応について理解を深めていただけるよう、児童生徒・保護者用リーフレットを作成し、啓発を行っております。
須賀委員	私は、ネットトラブルについては家庭の問題でもあると思っています。適切なスマートフォンの使用方法については、家庭が指導すべき内容ではないのでしょうか。
山田正浩 委員	被害児童生徒が苦痛を感じた行為については、学校内外を問わず、学校は対応しております。家庭で、スマートフォンを使用したいじめが発生したとしても、学校は対応しております。
事務局	いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義には、「インターネットを通じて行われるものも含む」とあることから、学校は適切に指導する必要があります。併せて、インターネットを通じて行われるいじめを防止することも記載があります。
瀧澤委員	インターネットの適切な利用について、学校から保護者へ啓発することは非常に重要であり、いじめやトラブルが発生した際には、学校と家庭が連携し、「一緒に解決していく」という姿勢で対応していくことを積極的に発信していきます。
会長	次に報告3 令和8年度におけるいじめの防止等のための施策、取組について、事務局よりお願いします。
事務局	本資料14ページを御覧ください。 令和8年度におけるいじめの防止等のための施策、取組について、御報告いたします。 取組は、上尾市が実施するものと学校が実施するものの2つに大別しております。 上尾市の取組としては、「上尾市いじめ問題調査委員会」及び「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」の開催、相談環境の整備等を推進してまいりま

	<p>す。</p> <p>具体的には、教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」の活用や、教職員研修・生徒指導主任研修会の実施により、教職員の指導力向上を図ります。</p> <p>また、「子ども・いじめホットライン・ホットメール」を運営し、相談体制の充実を図ります。</p> <p>さらに、「夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム」や「青少年健全育成 学校・家庭・地域フォーラム」の開催、「上尾市いじめ防止子供サミット」の実施等により、家庭・地域と連携した取組を進めてまいります。</p> <p>学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組を徹底し、いじめ認知報告・見届け報告の適切な実施を図ってまいります。</p> <p>また、上尾市「いじめ防止」小学生宣言及び中学生宣言の作成や、「上尾市いじめ防止子供サミット」で決定した取組の実践を進めます。</p> <p>加えて、「学校の生活アンケート」を毎月、「子供のサイン発見アンケート」を各学期に実施し、早期発見に努めます。</p> <p>さらに、各種記録については保存年限を定め、適切に管理・運用してまいります。</p> <p>報告3については以上です。</p>
会 長	御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。
瀧澤委員	上尾市生徒指導推進協議会では「青少年健全育成 学校・家庭・地域フォーラム」を行っていますが、大人がどのように手を差し伸べ、子供の成長を見守るといった視点を大切にしています。子供たちが育つ中で、躓いたりトラブルを経験したり、どう乗り越えるかを大人は見守っていくことが重要ではないかと思えます。
持田委員	子供の問題に、大人がどのタイミングでどのように関わるかが望ましいかということについては、時代と共に変化しているように感じます。
山田暁子 委員	保護者と子供の関わりについて考えると、保護者の立場からは、いじめの問題において、いつ自分の子供が関係するか分からないという不安があるものと考えます。学校から突然いじめに関する連絡が入り、我が子が当事者となったことに対して動揺する心情は、十分に理解できるものです。
鈴木委員	青少年課や青少年愛護センターでは、補導活動や相談業務の中で、保護者からの相談を受けることもあります。児童生徒に関する内容について、教育センターなどとも関わりながら丁寧に対応していただくことが必要と考えます。
佐藤委員	資料から、認知されたいじめの多くが解消に向かっていることがうかがえます。一方で、中学生においては、自らいじめ被害を訴える件数が少ない状況にあり、被害を表明しづらい心理があることも考えられます。いじめは認知されることで適切な対応につながることから、学校においては、

	<p>児童生徒が安心して被害を訴えられる雰囲気づくりを一層進めていただきたいと思います。</p> <p>また、子供たちが困難を乗り越えていくためには、「自分にはこれができる」といった自己肯定感や自信を育むことが重要です。そのような力を育てることができる環境づくりについても、引き続き取り組んでいくことが望まれます。</p>
福島委員	<p>子供たちは、居場所によって違うキャラクターを演じるものです。学校では難しくても、違う環境で活躍できれば自信をつけられることもあります。</p>
筒井委員	<p>子供が「学校に行きたくない」と訴えた際、保護者が自身の価値観やこれまでの経験に基づく「当たり前」や置かれてきた環境を無意識に押し付けてしまうことには注意が必要であると感じます。現在の子供たちは、情報量や生活環境が大きく異なっており、かつての基準をそのまま当てはめることは難しい面もあります。</p> <p>そのような中で、大人には、子供に対して一方的に助言を行うのではなく、まずは気持ちに寄り添い、共感する姿勢が求められるという指摘があります。子供が安心して思いを表現できる関係を築くことが重要であると考えます。</p>
会 長	<p>活発な御協議をいただき、ありがとうございます。</p> <p>いただいた御意見を生かして、教育委員会として、施策を推進してまいります。次回協議機会は、令和9年2月に開催いたします。御参加いただけますようよろしくお願いいたします。</p>